

## 胎内市空き家等解体補助金交付要綱

令和7年3月21日

告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、安全で良好な住環境の整備を図ることを目的に、空き家の所有者等が、空き家等の解体及び撤去を実施する場合の負担を軽減するため、その経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空き家をいう。
- (2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。

(補助対象空き家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人の所有（共有の場合を含む。）であるもの
- (2) 登記（未登記の場合は、胎内市固定資産税家屋課税台帳。以下同じ。）上において居宅又は住宅と記載されているもの（当該建物と併せて同一敷地内にある付属屋を解体及び撤去する場合は、当該付属屋を含むものとする。）
- (3) 特定空き家等、不良住宅又は胎内市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例施行規則（平成31年3月29日規則第24号）における家屋の老朽危険度の判定基準の評点の合計が50点以上であるもの
- (4) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象空き家等に係る登記上において所有者として登記されている者であること。ただし、所有者が死亡している場合は、その相続人とされる者であること。
- (2) 他の所有者又は相続人があるときは、補助対象空き家等の解体について、全ての所有者又は相続人の同意を得ていること。
- (3) 補助対象空き家等に所有権以外の権利が設定されているときは、補助対象空き家等の解体について、全ての権利者の同意を得ていること。
- (4) 同様の趣旨の他の補助制度等による補助を受けていない又は受ける見込みがないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者及びその属する世帯の世帯員（以下「本人等」という。）の前年の所得金額を合計した額が以下に定める基準額を超えないこと。なお、世帯員が5人を超える場合の基準額は、世帯員数5人の場合の基準額に1人増加するごとに50万円を加算した額とする。

世帯員数（補助対象者を含む。）	基準額
1人	200万円
2人	250万円
3人	300万円
4人	350万円
5人	400万円

- (6) 本人等が、市税等の滞納がないこと。
- (7) 本人等及びその三親等以内の親族が、胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 補助対象空き家等を解体し、かつ、撤去する工事（付属屋のみを解体及び撤去するものを除く。）

(2) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結して実施する工事

(3) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の3月31日までに第11条の規定による実績報告を行うことができる工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 補助対象工事に係る工事費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、次の表の左欄に掲げる空き家の要件に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を上限とする。

空き家の要件	補助限度額
特定空き家又は不良住宅	100万円
老朽危険度の判定基準の評点の合計が50点以上	50万円

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき同一年度において1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に、規則で定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）

(2) 補助を受けようとする補助対象空き家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産名寄帳）

(3) 工事見積書（2社以上）

(4) 補助金申請者及びその属する世帯の世帯員全員の前年の所得を証明する書類（所得証明書等）

(5) 空き家等解体に関する同意書（所有者等用）（様式第1号）（補助金申請者のほ

かに所有者又は相続人がいる場合に限る。)

(6) 空き家等解体に関する同意書(権利者用)(様式第2号)(補助対象空き家等に所有権以外の権利が設定されている場合に限る。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(申請内容の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに規則で定める補助金等変更交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 変更に係る事項を明らかにする書類(工事見積書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(中止の承認)

第10条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに胎内市空き家等解体補助対象工事中止承認申請書(様式第3号)により、市長に申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、規則で定める補助金等交付決定取消通知書により交付決定者へ通知するものとする。  
(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに規則で定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請求書の写し
- (2) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事前後及び工事中の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付要件を満たすため、建築物を故意に破損させる等の行為があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (3) 第5条第3号に規定する期限内に補助対象工事が完了しないことが明らかとなるとき。
- 2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第61号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）胎内市長

申請者 住 所

氏 名

空き家等解体に関する同意書（所有者等用）

上記申請者が胎内市空き家等解体補助金交付要綱第3条に規定する補助対象空き家等を解体することに同意します。

補助対象空き家等の所在地 \_\_\_\_\_

同 意 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※署名又は記名押印とする。

電話番号 \_\_\_\_\_

申請者との関係 \_\_\_\_\_

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）胎内市長

申請者 住 所  
氏 名

空き家等解体に関する同意書（権利者用）

上記申請者が胎内市空き家等解体補助金交付要綱第3条に規定する補助対象空き家等を解体することに同意します。

補助対象空き家等の所在地 \_\_\_\_\_

同 意 者

年 月 日

申請者との関係 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

年 月 日

申請者との関係 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

年 月 日

申請者との関係 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

※署名又は記名押印とする。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）胎内市長

申請者 住所  
氏名

胎内市空き家等解体補助対象工事中止承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた補助対象工事を中止しますので、胎内市空き家等解体補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 10 条関係)